

人口と世帯数
52年7月末日現在
総人口 13,870人
男 6,854人
女 7,016人
世帯数 3,123戸

広報



たまぐり

第205号

昭和52年8月15日

(毎月1回発行)



心身の健全な育成を

スポーツ少年団結成

玉造町スポーツ少年団の本部結成並びに結団式が、七月十七日(日)午後二時から中央公民館で行われました。

スポーツ少年団は、少年がスポーツを通じて身心の健全な育成をはかることを目的につくられているもので、学校での生活・家庭における生活の外に、社会教育的な面から人間性及び社会性を養うという意味が含まれています。

スポーツ少年団が結成されているのは郡内では玉造町だけで、前から体協関係者の間で結成の要望が強かったこともあって、このたび結団のはこびとなりました。

結成されたスポーツ少年団は本部長に八木豊氏をむかえ「羽生野球」、「玉造西野球」、「現原野球」、「現原ハンドボール」、「玉川野球」、「玉造ハンドボール」、「玉造サッカー」、「玉造すもう」の八団で団員百二十八名、指導者四十二名の計百七十名が県本部へ登録されました。

式は本部結成につき、結団式に入り各単位団ごとに本部長から認定証が授与され団旗が伝達されました。

↑本部長による団旗の伝達

- 六議案すべて可決さる。投票率は58.1%……2
- 完成すれば全域配水に、規律たたく!!消
- 防団の夏季教養訓練……3
- 494名が受診、第2・第3回目の農薬の空散実施……4
- 住みよい安全な町めざして……5
- 建設現場で働く人たちに……6
- 家庭で介護が困難なときは……7
- 施設紹介(玉造第1・第2保育園)……8~9
- お知らせ(国民年金だより・駐在所だより)……10~11
- くらしの豆知識。出産・死亡……12

主 な 内 容

'77 / 8 月号

六議案すべて可決さる

第三回臨時議会

第三回臨時議会が七月十六日に招集されました。今度の臨時議会は、学校給食センター廃水処理（浄化槽）設備設置工事請負契約をはじめ、一般会計及び特別会計の補正予算案など六議案が上程され、すべて原案どおり可決されました。なお、可決された六議案はつぎのとおりです。

- ▼議案第四十三号
玉造町学校給食センター廃水処理（浄化槽）設備設置工事請負契約について
- 一、契約の目的 玉造町学校給食センター廃水処理（浄化槽）設備設置工事
二、契約の方法 随意契約
三、契約の金額 二二三、〇〇〇、〇〇〇円
四、契約の相手方 土浦市真鍋町一八の一（扶桑建設工業株式会社茨城営業所）
五、工期 契約の日から昭和五十三年三月十五日まで
- ▼議案第四十四号
玉造町北部簡易水道布設工事請負契約について
- 一、契約の目的 玉造町北部簡易水道布設工事
二、契約の方法 随意契約
三、契約の金額 一八、〇〇〇、〇〇〇円
四、契約の相手方 水戸市大塚町一八四五（水戸工機株式会社）
五、工期 契約の日から昭和五十二年十一月十五日まで
- ▼議案第四十五号
玉造町職員給与に関する条例（昭和三十三年条例第十号）の一部が改正され、昭和五十一年度に職員の昇給を三ヶ月延伸したものが復元され

昭和五十二年四月一日から適用されることになりました。

▼議案第四十六号
昭和五十二年玉造町一般会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三二八万三千円が追加されました。主な補正の内容は、職員の給与改正にかかる費用が大部分で（二一三万六千円）、羽生小の用地買収、玉川小学校舎修理、その他となっています。

▼議案第四十七号
昭和五十二年玉造町国民健康保険事業特別会計補正予算について

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一五万七千円が減額されました。補正の内容は、職員の給与改正にかかる費用です。

▼議案第四十八号
昭和五十二年玉造町簡易水道事業特別会計補正予算について

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二〇

＜投票区別投票状況＞

投票区別	選挙当日の有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
藤井	167人	158人	325人	117人	105人	222人	70.1%	66.5%	68.3%
荒宿	134	137	271	90	87	177	67.2	63.5	65.3
井上	318	324	642	199	200	399	62.6	61.7	62.1
西蓮寺	242	258	500	159	164	323	65.7	63.6	64.6
宿	479	510	989	275	293	568	57.4	57.5	57.4
西廓	309	329	638	180	150	330	58.3	45.6	51.7
下宿	599	660	1,259	331	319	650	55.3	48.3	51.6
横町	656	707	1,363	410	453	863	62.5	64.1	63.3
捻木	328	366	694	201	170	371	61.3	46.4	53.5
上山	232	255	487	164	148	312	70.7	58.0	64.1
中	331	350	681	204	225	429	61.6	64.3	63.0
浜	304	349	653	174	175	349	57.2	50.1	53.4
八木	188	177	365	110	93	203	58.5	52.5	55.6
生	362	374	736	209	184	393	57.7	49.2	53.4
洲	184	196	380	112	99	211	60.9	50.5	55.5
合	4,833人	5,150人	9,983人	2,935人	2,865人	5,800人	60.73%	55.63%	58.10%

六万四千円が追加されました。月十日午前七時より午後六時補正の内容は、職員の増員及び職員給与改正にかかる費用です。

投票率は五八・一％
— 参議院議員通常選挙 —
参議院議員通常選挙が、七

なお今回の投票率は五八・一％で、前回の昭和四十九年のときの投票率七三・七％に比べ、約一五・六％低い結果に終わりました。

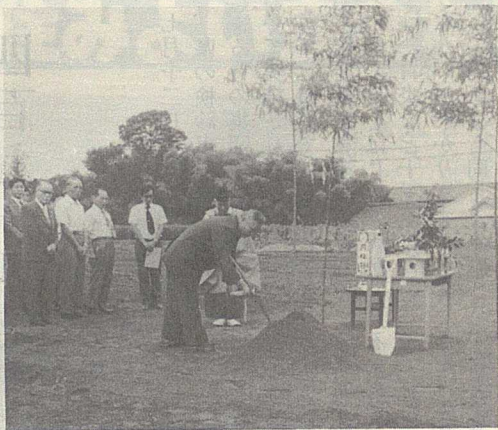
完成後は町全域給水に

北部簡易水道事業 布設工事起工

玉造町北部簡易水道事業布設工事の起工式が八月八日に行われました。

全町水道化計画により、これまで中央区、泉区、南部地区が完成し、これで北部地区が完成すれば町全域が給水になります。

事業計画によると、完成後の給水区域は、中山、上山、



大字芹沢地先に深井戸二井及び浄水場を設け深井戸から計画取水量一、三〇〇m³を揚水し口径一五〇mmの導水管を経て浄水場で塩素滅菌され、漏過機を通して完全な浄

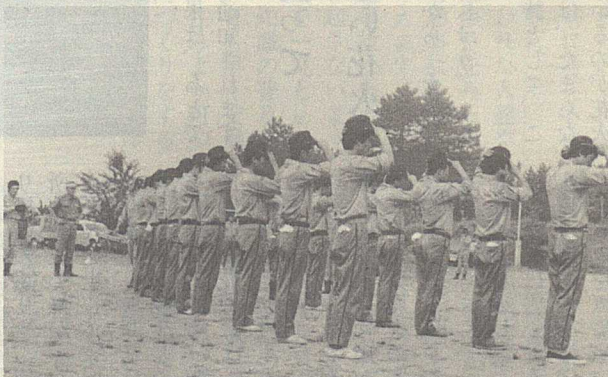
水とされます。浄水は有効容量五六〇m³の配水池に貯留され、ここから配水ポンプで増圧しつつ配水管を経て、給水地域へ配水されます。

なお本事業は、昭和五十二年を初年度とする二ヶ年継続事業で、扶桑建設工業株式会社茨城営業所と請負工事契約を結び、契約の金額は二億二三〇〇万円です。

規律たたく！ 消防団の夏季 教養訓練

八月五日、炎天下のもと午前八時半より消防団の幹部並びに初任者の教養訓練が実施されました。

当日は、行方北部消防署員の指導のもとに初任者五十八



← 初任者の規律訓練



← 幹部の操法訓練

人、幹部五十七人が訓練を行いました。

午前中は初任者が細かい規律訓練、幹部が規律訓練と操法訓練が行われ、午後は初任者の操法訓練と幹部の消防戦術が行われました。

初任者の規律訓練は、三編成にわかれて初歩的な訓練から始まりましたが、最初なれないせいかバラバラであった行動も午前の部が終わる頃には整然とした見おとらしい行動になっていました。

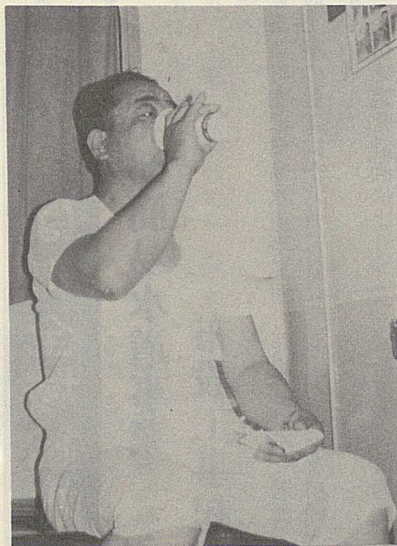
初任者、幹部及び指導員みな汗だくになりながら熱心に訓練にはげみ、午後三時半に終了しました。



四百九十四名が受診

胃の集団検診実施

七月十二日から二十二日まで、県の検診車「つくばね」による胃の集団検診が役場において実施されました。毎年行われているもので、胃の総合的な検査により胃がんの前ぶれをはじめ、胃かいよう、胃炎など十三ぐらいのうたがいがわかります。どの病気でも同じように、早くみつけて正しい手当をすることが大切で、特に胃の病気が早いうちに手当するほど治りやすいといわれています。今回は四百九十四名の方が早朝六時から九時すぎまで受診されました。この時間に検診が行われたのは、X線による撮影をする際に胃の中に飲食物が入っていたり、胃液の分泌状態などの他の原因による異常が撮影されるのをさけるため、早朝胃になにも入っていない状態にして、出来るだけ正確な検診をしようとするものです。



胃の撮影の前にバリウム液を飲む
（「つくばね」車内にて）

保健婦による問診 （役場分庁舎にて）



なお検診の結果は、あとでくわしく個人宛通知されます。

正しく使って

楽しい花火

○こどもの花火から、火災や事故をなくしましょう。

夏の日の風物詩として、子ども達にとっては、たまらない魅力をもっているのが花火です。美しい色に、こどもの

農薬の空散実施

第二・第三回目

四月に実施された第一回につづき、第二回目の農薬の空中散布が七月八日・九日に、第三回目は八月七日・八日のそれぞれ二日間に

夢が託されて、いつまでもなつかしい思い出として各人の胸に残されています。

この美しい花火も、その取り扱いの誤りや、使用する場所が適正で無かつたりすると火災が発生して家屋等の建物を焼失し、やけど、その他の人身事故が発生したりしています。県内でも、毎年この季節には、花火による火災が、平均十件も発生している現状です。



花火は危険がともないます。正しく使いまししょう。

これらの事故を無くして、楽しい花火の使用ができるようにがん具煙火の安全消費については充分気をつけましよう。

●花火遊びの注意

- 一、花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守ること。
- 二、花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばないこと。
- 三、風の強い時は花火遊びをやめること。
- 四、大人と一緒に遊ぶこと。
- 五、水を用意しておくこと。
- 六、吹出し、打上げなどの筒物花火は、途中で火が消えても筒をのぞかないこと。
- 七、花火をポケットに入れないようにすること。
- 八、たくさん花火に一度に火をつけないこと。
- 九、花火をほぐして遊ぶことは危険なので止めること。

「交通事故防止モデル町」を宣言

さる七月十八日、玉造町交通対策協議会により「交通事故防止モデル町」が宣言されました。期間は七月十八日から来年の三月三十一日までで、この期間中は「交通安全に関する運動、知識の普及」を重点に強力な交通事故防止対策が推進されます。

◎「交通事故防止モデル町」宣言文

みなさん、交通事故はならないのです。昭和五十一年中に当町内で発生した交通事故は五十八件、死者九名、傷者七十六名でした。一瞬にして尊い生命を奪った傷つけたりしている交通事故、そしてその多くの事故

の犠牲者を「また事故か」の一言で終らせて良いのでしうか？今こそ真剣に考えるべきでしょう。

交通事故にあわれた人達や家族の人達の悲惨さをみるとき何としても交通事故をなくさなくてはと考えます。

そこで、交通事故に合わないようにならぬと、ここに住民を一九とした交通安全運動、知識の普及を強力に推進し、一日も早く交通事故を絶滅し、住みよい町づくり、平和な町づくりをするために「交通事故防止モデル町」を宣言します。

「交通事故防止モデル町」指定にあたって

茨城県鹿行地方総合事務所
所長 高野 保

玉造町の皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、交通安全の重要さにつきましては、今さら申すまでもなく、本県は昨年の交通事故による死者数が全国第八位、人口あたりの死者の割合が第一位という極めて憂慮すべき事態にあります。

このような現況にかんがみ、県は五二年度の交通安全重要

施策の一つとして「交通事故防止モデル市町村」制度を推進することになりました。これは未然に事故を防止するための種々の施策をお願いし、周辺地域の交通安全先進自治体として機能することを期待するものであります。現在本県では日立市など六市四町が指定されており、うち鹿行地域では四月から玉造町が指定を受けたのであります。

玉造町は国道三五五号沿線に位置し、鹿島開発の進展に伴い、交通環境は悪化の傾向にあると判断されます。昨年は関係方面の努力にもかかわらず町内で五八件の事故、七六名の傷者を数え、九名の貴人命が失われました。

交通事故をなくすには、いったいどうすればよいのか。警察の取締の強化、行政当局等による安全教育あるいは安全施設の整備はもちろん重要なことですが、しかし、これだけでは事故をなくすことはできません。一番大切なことは、まず各人がそれぞれ正しい交通安全の知識の技能を身につけること、そして身につけたことを運転者、歩行者などのそれぞれの立場で日常生活の場で実践し、習慣づけることが必要であります。さら

には自分だけではなく他の人々の安全にもお互に配慮し合うことが、ひいては地域ぐるみで「みんなで気をつけ合うこと」になると思います。

おりしも、「交通安全ゆずり合い県民総ぐるみ運動」が本年七月一日より来年の六月三十日まで、関係機関、団体の連携のもとに展開されています。これは歩行者、自転車利用者など交通弱者に対する保護意識、思いやりの高揚を主眼とし①どうぞ、どうものゆずり合い。②ゆづり走ろう。③安全確認の励行等をスローガンに事故の減少をめざすものであります。

このような状況のなかで、「交通事故防止モデル町」として玉造町に期待されるところはまことに大なるものがあります。

どうか町当局を先頭として、地域ぐるみ、町ぐるみで人命尊重を基調とし、名実ともに「モデル町」にふさわしい交通環境を作り上げて、周辺町村の交通安全対策推進の良き先導者として機能されることを心からご期待申し上げるとともに、町民各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

住みよい安全な町をめざして



建設現場で働く人たちに

建設業退職金共済制度を

建設業退職金共済制度とは、建設現場で働く人たちのために国がつくった制度です。現場作業員がどこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算され、建設業の仕事をしなくなったときに退職金が支払われるもので、いわば業界ぐるみの退職金ともいえる制度です。

この制度に加入できる事業主は、およそ建設業を営む者なら誰でも加入できます。総合・専門・職別・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず、いわゆる一人親方（一人親方は、任意組合をつくって集団で加入することになります）でも、すべて加入できます。



この制度の対象となる労働者の範囲は、現場で働く大工・左官・とび・土工等はもちろんのこと、電工・配管工・塗装工・運搬工・現場に雇われている事務員など、その職種のいかんを問わず、また、月給制とか日給制とか、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、いわゆる出稼労働者も含め、建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人がこの制度の被共済者となります。この制度には次のような特典があります。

①事業主が払い込む掛金は、法人の場合は「損金」、個人企業の場合は「必要経費」として全額免税になります。また掛金は、作業員の給与所得にも含まれませんから、所得税の源泉徴収の対象にはなりません。

②作業員の受ける退職金は、退職所得扱いとなりますが事実上税金はかかりません。

③退職金には、5%ないし10%の国庫補助金がつきます。この制度の運営は、法律によって設立された特殊法人の建設業退職金共済組合（略称「建退共」）が当たっています。加入の申込みは、県庁所在地にある建設業退職金共済組合の支部で受け付けており、この支部で受け付けておらず、この制度に加入していない事業主は、この機会に加入し、この制度を活用して労務対策の確立を図り、企業発展の一助とされるようお奨めします。また、この制度の適用を未だ受けていない作業員の方々は、事業主にお尋ね下さい。

「多」
他人の気にする振りさえ無けりや多分噂にならぬ苦
多。数決ではちよときめかねる娘次第と婿えらび
多寡を拾ったつもりはないが一寸悩んだったの題

「少」
無くて七癖も一つ欲しや待つ夜あなただの忍び癖
残り少ない生命をよそに声も淋しい秋の虫
田舎道ほど少しの油断あつてならない孫の守
旅の門出に小さい手振った笑顔浮かんで買う土産

「男」
一寸見かけは無骨に見えて恋を稼いだ優さ男
男松なら錦の松よ枝と木肌の逞しき
男前よし力は強し鳴戸秘帖の源之丞

「女」
女人禁制のお山も今は二人揃って神参り
女ならでは夜も日もあけぬ天のうづめの昔より
月の冷めたい仕打ちに袖をぬらす夜もある女郎花

成島 青声
手賀 夜蝶
代々木文江
鈴の家秋扇
高柳 唯子
成島 正花
山口 日差
大和田まさる
長峰 幾代
長谷川かもめ
男庭 令音
本沢 治水
鼓 乙音

託金融機関で受け付けています。この融資制度には次のような特典があります。

①他の政府関係機関の同種の融資と併用されてもよいこと。

②標準建設費を時価の積算で認めているので、実質的に高率な融資となること。

主管理、労政事務所または、建設業退職金共済組合の支部あるいは本部（東京都港区一七六、中退金ビル内、電話〇三三四三六〇一五五代表）もしくは最寄りの金融機関へお問い合わせください。

家庭で介護が困難なときは

「茨城県在宅重度心身障害児（者）」緊急一時保護事業

緊急一時保護事業

茨城県在宅重度心身障害児（者）緊急一時保護事業が、昭和五十二年四月一日から実施されておりますが、この制度は重度の心身障害児（者）のある家庭で、その保護者が疾病などの理由により介護ができなくなったときに、県で重度心身障害児（者）を緊急に一時保護してくれるというものです。

家庭で介護が困難になったときは、是非ご利用になつて下さい。

▼保護の対象者……県内に居住する在宅の重度精神薄弱児（者）、重度身体障害児、重度肢体不自由者、重症心身障害児（者）で、日常生活において常時介護が必要とされる者。

▼保護施設……県内の精神薄弱児（者）を保護する施設。

弱者更生施設、肢体不自由児施設、盲、ろうあ児施設、重症心身障害児施設、重度身体障害者更生援護施設及び身体障害者療護施設。

▼保護の期間……七日以内

▼保護に要する経費……飲食物費相当額を納入（ただし生活保護法の適用を受けている者については無料）

なお、保護を希望する在宅重度心身障害児（者）の保護者は、居住地を管轄する実施機関の長に保護の登録（有効期間は二年）を申請すること

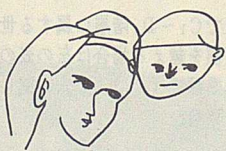
最近の人手不足を背景にホテル、旅館、食堂などにいわゆるモグリ調理士を紹介しているケースを耳にしますが、これが事実であれば職業安定法に違反することになりますので、十分ご注意下さるようお願いいたします。

調理士のモグリあつ旋業にご注意

職業安定法では、民間の個人や団体が行う職業紹介事業については原則的に禁止されています。これは、過去における民間の職業紹介事業には人身売買や中間搾取、法外な手数料徴収等の弊害が伴いがちであり、労働者保護の観点から、

重なる規制のもとに労働大臣による許可制をとって認めています。本県では、許可を受けて「

「先天性四肢障害児父母の会」茨城支部へ参加を！

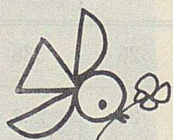


四肢障害児とは、生まれつき手足、及びその指、又は耳介の欠損している子供をいいます。症状としては、手足や指の欠損、ゆ着、合指、裂手、関節異常、発育不全などさまざまですが、遺伝ではないらしいというものの原因が分かっています。

「先天性異常、即ち遺伝である」との偏見が根強く、子供や家族の受ける精神的苦痛は大変なものです。この苦しみを二度と繰り返したくはありません。私達の子供が親となる時安心して子供が生まれるような社会を心から望みます。それには、先天性異常の原因が究明され、その発生が予防されなければなりません。先天性四肢障害児の原因、実態究明に私達親が自ら立ち上り、又行政にも働きかけていき、子供達のかかえているさまざまな問題を解決すべく「先天性四肢障害児父母の会」を結成いたしました。

全国で三五〇家族、県内で八家族が参加しておりますが、決してこのような少数ではないと思います。ある学者は「先天性異常が生ずる危険の前では全ての人が平等である」と言っております。四肢障害児を持ち悩んでいる方を少しでも救うことができれば嬉しく思います。

（連絡先）〒306 古河市桜町九ノ二ノ二〇二 佐藤裕子（電話）〇二八〇一二二五六〇三



身障者の雇用を促進しよう

従業員三百人以上の企業は一・五%以上の身障者を雇用するよう、法律で義務づけられています。千人の会社なら十五人以上というわけです。雇用率にまだ達していない場合には、会社ぐるみで暖かく迎え入れ、身障者自立のために力を添えましょう。

保育園の一日

かわいい、大切な子どもたちをあずかる
保母さんの熱心な保育ぶりに目をみはり
ながら……ただシャッターをきりました。

《午前》



登園（第1、第2どちらもマイ
クロバスで園児たちの家
までむかえにいきます。）



一斉保育（せんせいにごはんを
読んでもらいます。）
《第二保育園》



昼食（主食のごはんは持参して
副食のおかずがでます）《第二》



《午後》



午睡（お昼寝の時間、みんな
スヤスヤ眠っています。）
《第一》



開設五年目を迎えた当第一
保育園も一応軌道に乗り、毎
日楽しく明るく保育指導に張
切っています。幸い当保育園
は恵まれた環境のなかで、し
かも町当局の積極的な協力と
町民父兄各位の御支援等によ
り、良き成果をあげておる現
況でございます。しかし、本
県の児童福祉の実情をみる時
全国水準と比較して、必ずし
も満足すべき状態ではなく、

根本 徹
第一保育園長

今後私達保育事業に携わる者
として大いに研究反省すると
共に、町民や父兄より信頼の
出来る園、又安心して児童を
依頼される第一保育園に致し
たいとお願いいたしております。



小嶋 甲子男
第二保育園長

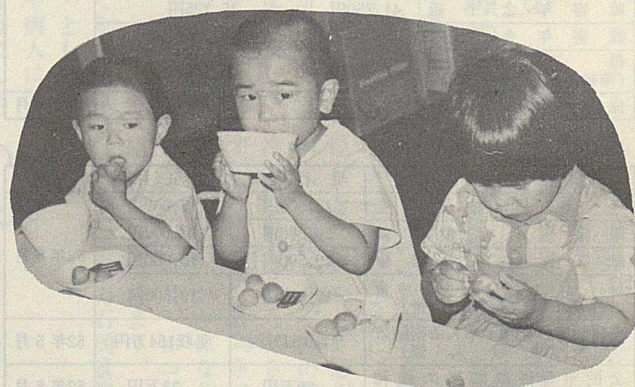
当町には、二ヶ所の保育所
がありますが、経営者が同じ
ですので互いに連絡し、研究
し合っており保育の向上を計
っております。三つ子の魂百
までもの諺どおり、幼児期
の影響は極めて大きいので、
学校教育と並んで最も重視す
ります。

《固定資産税額による附加基準表》

徴収金準額の定義における階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
C ₁ 階層に属し前年度分の固定資産税額が4,000円以上の世帯	C ₂ 階層
C ₂ 階層 " 6,000円 "	C ₃ 階層
C ₃ 階層 " 8,000円 "	D ₁ 階層
D ₁ 階層 " 10,000円 "	D ₂ 階層

おやつ（きょうはミルクとふかしじゃがいもができました）

《第一》



《園長談話》

施設紹介

玉造第1第2保育園



《第1保育園》



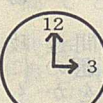
《第2保育園》

▶保育料

《保育料徴収基準額》

階層区分	定 義	徴収金基準額(月額)	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0
C ₁	均等割世帯		3,050 (1,520)	2,600 (1,300)
C ₂	所得割非課税世帯	所得割課税額が5,000円未満世帯	4,150 (2,070)	3,700 (1,850)
C ₃	課税世帯	" 5,000円以上世帯	4,750 (2,375)	4,300 (2,150)
D ₁	所得割課税世帯	所得割課税額が3,000円未満世帯	5,700 (2,850)	5,250 (2,625)
D ₂	"	" が3,000円以上15,000円未満世帯	8,100 (4,050)	7,650 (3,825)
D ₃	"	" が15,000円以上30,000円未満世帯	8,300 (4,150)	7,850 (3,925)
D ₄	前年分の	" が30,000円以上60,000円未満世帯	10,550 (5,275)	10,100 (5,050)
D ₅	所得割	" が60,000円以上90,000円未満世帯	14,600	保育単価
D ₆	課税世帯	" が90,000円以上120,000円未満世帯	20,700	"
D ₇	"	" が120,000円以上150,000円未満世帯	保育単価	"
D ₈	"	" が150,000円以上180,000円未満世帯	"	"
D ₉	"	" が180,000円以上世帯	"	"

※上記の表でC₁～D₁階層に属する世帯で、固定資産税課税額が限度額を越える場合は左のようになります。
徴収金基準額で（）は、2人入園した場合の年下の園児にかかる保育料。



降園（きょうはこれで
おしまい。マイクロバ
スで帰ります《第一》）



玉造町第1保育園は昭和48年4月1日
に、玉造第2保育園は同年6月1日に開
園されました。

当保育園は、町が福祉行政の一環とし
て、社会福祉法人聖隷会に委託して運営
されているもので、措置費として国と県
と町から補助がされています。入園児童
は、町長の措置権により、措置を受けた
措置児を入園させています。

▶玉造第一保育園（玉造町乙1017）

（職員）

根本 徹園長

主任保母1名、保母3名、調理員1名、雇用人1名

▶玉造第二保育園（玉造町大字西蓮竹山482）

（職員）

小嶋甲子男園長

主任保母1名、保母3名、調理員1名、雇用人1名

▶保育園児数（S.52. 4. 1現在）

年令区分(才)	園児数(第一)	園児数(第二)
0才	0人	0人
1	1	0
2	12	8
3	15	18
4	20	22
5	12	3
6	0	0
計	60	51

▶給食状況（S.52. 4月分）

事項	給食日	給食人数	1人1日平均熱量	1人1日平均たん白質	1人1日平均食費
年令別			cal	g	円
三才以上児	第一	26	1,196	380.6	16.6
	第二	26	1,092	406	17.4
三才未満児	第一	26	338	629.1	24.1
	第二	26	208	680	22.9

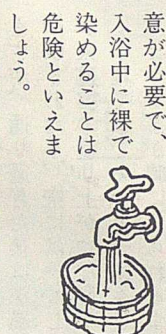
くらしの豆知識

入浴中の

毛染めは危険

美容院で毛を染めると何千円もかかるというので、自宅でも染毛する人も多いと思います。その場合、染毛剤によってかぶれたり、目を痛めたという人もいます。

染毛剤はアルカリ性が強く、酸化染料にも毒性があり、皮膚につくことは好ましくありません。したがって、使用する時は、衣服を着、生え際にクリームをつけるなど十分注意



意が必要で、入浴中に裸で染めることは危険といえます。

また、染毛剤を使用する場合、次の点に注意しましょう。

○染毛の前には、必ず皮膚試験（パッチテスト）を行うこと。

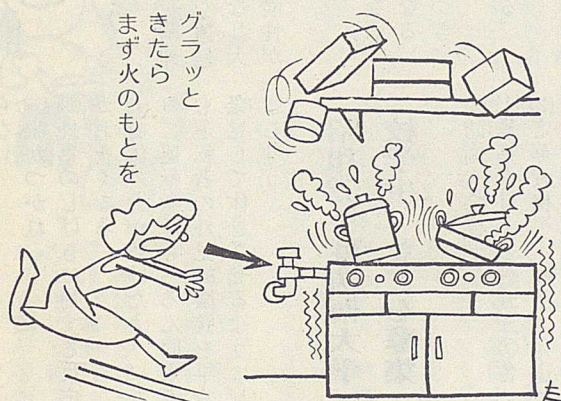
○頭や顔、首筋に傷、皮膚病があったり、妊娠、生理時、病中、病後の回復期など身体に異常がある場合は使用をさけること。

○液が目に入ったら、すぐに水などで洗い落とすこと。

震災は忘れた

ころにやってくる

9月1日は防災の日



ガラスと
きたら
まず火のもとを

誕生あてどう
いいます



出産

〈6月〉

山口 真樹	長男	保護者	部 落
成 井 英全	長男	不 岐	羽 生
山 本 進一	長男	龍 二	下 宿
風 間 貴司	長男	直 則	舟 津
塙 久美子	二女	昭 夫	上 山
栗 原 章一	長男	富士雄	根 古
菅 谷 直美	長女	章	荒 宿
福 島 良満	二男	宏	上 山
出 沼 健一	長男	盛 行	里
栗 山 道代	二女	彰	西 蓮
清 水 一幸	長男	幸 市	高 須
成 島 良浩	長男	寿 次	上 山
新 堀 明美	長女	浩	上 宿
鈴 木 利喜弥	長男	義 和	玉 造
石 橋 直美	長女	弥 衛	荒 宿
関 口 知代	長女	保 男	荒 宿
須 藤 昌子	長女	正 男	新 宿
森 内 恵理香	長女	賢	新 宿

死亡

〈6月〉

作 井 啓蔵	八一	年 令	部 落
石 井 寅之助	七五		泉
塙 誠雄	八二		羽 生
福 田 雄	七四		加 茂
並 木 福松	八六		諸 井
宮 川 福松	八三		小 座
伊 藤 福松	九〇		加 茂
郡 司 福松	六九		西 谷

編集後記

○消防団の夏季訓練が行われましたが（三ページ）、炎天下の規律訓練の様子に、精神をひきしめることによっても夏バテ防止になるかもしれない……と感じました。

○疲れたなと思ったときは疲労素がたまった証拠。一カ所にかたまると、たとえば肩こりとなります。疲れを予防するには酢を使った料理が効果的で、果実酢にハチミツを加え、水で割ってサッパリした飲み物を用意するのもひとつの方法とのこと。

○夏には祭りがつきもの。祭姿や夜店に、一種のあこがれにいたなつかしさをおぼえます。

○夏休みも後半に入ると、そろそろ夏の終わりが肌を感じられるようになりました。暦のうえではすでに秋。海にも土用波が立ち、そしていつしか秋草や虫の声のシーズンへとかわっていきまます。